

区役所へのデジタル機器の設置について【情報提供】

1 趣旨・概要

横浜市中期計画や横浜 DX 戦略に掲げた「書かない、待たない、行かない区役所」を実現するため、また、マイナンバーカードを活用したデジタルの利便性を市民の皆様により実感していただくため、住民票の写し等の証明書の取得の際に活用できるデジタル機器を区役所に設置します。

2 依頼事項

- 【区連長】御承知おきください。
- 【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。
- 【単位会長】単位会長あて資料を送付します。
定例会等で情報提供をお願いします。

3 区役所に設置するデジタル機器

(1) 証明書発行端末機の設置

全区役所に証明書発行端末（コンビニエンスストア等にあるマルチコピー機）を設置します。この端末では、マイナンバーカードを使用し、住民票の写しや印鑑登録証明書等の証明書が、窓口よりも 50 円安く（戸籍証明は除く）、かつ、短時間で取得できます。

市民の皆様は、証明書発行端末機による証明書取得（コンビニ交付サービス）の利便性を体験いただくことで、皆様の大切な時間をお返しします。なお、コンビニ交付サービスは、全国のコンビニエンスストア等でも御利用いただけます。

- 設置期間：令和6年11月以降順次～令和8年度末（予定）
- コンビニ交付対象証明書：
住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書
戸籍証明書、戸籍の附票の写し
- 手数料
250 円（ただし、戸籍証明書は 450 円）
- 区役所に設置している端末の支払方法
キャッシュレス決済のみ（PayPay、交通系 IC）

<証明書発行端末>



【コンビニ交付サービス HP の二次元コード】

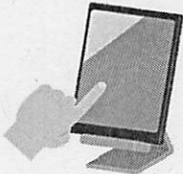
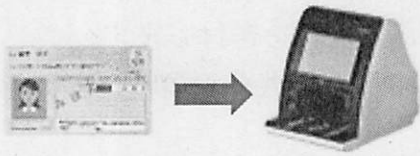
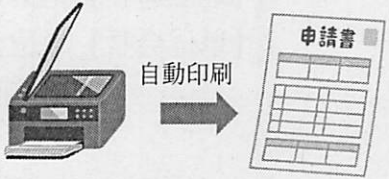


(2) 申請書自動作成システム（自動読取機）の設置

マイナンバーカード等から住所・氏名等の情報を読み取り、申請書に自動転記する「申請書自動作成システム」（自動読取機）を全区戸籍課に設置しました。今年度末から申請のピークを迎えるマイナンバーカードの電子証明書の更新手続に活用し、申請書の作成時間を大幅に削減※することで、市民の皆様の御負担を軽減します。

※R5年度に一部の区戸籍課で試行設置し、効果検証を行った結果、手書きによる申請書記入に比べ、作成時間が50%削減

<申請書自動作成システム利用手順>

STEP 1	STEP 2	STEP 3
 <p>タブレットパソコン</p>	 <p>マイナンバーカード等</p> <p>申請書自動作成システム</p>	 <p>プリンター</p> <p>自動印刷</p> <p>申請書</p>
申請書を選択	マイナンバーカードの読み取り (運転免許証、在留カード等も利用可)	氏名、住所等が印字された 申請書を自動印刷

※機器は各区役所の状況等に応じ、待合フロアに設置（来庁者の方が操作）、または、窓口内部に設置（職員が操作）

担当 市民局窓口サービス課
會田、西尾

TEL : 045-671-2177

Email : sh-miryoku@city.yokohama.lg.jp